

総務委員会資料

令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の 制定について

資料1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の
設置について（案）

資料2 川崎市宮前区市民提案型協働事業審査
委員会の設置について（案）

資料3 新旧対照表

令和4年2月9日

総務企画局

川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続を進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

なお、各局及び区に設置している指定管理者選定評価委員会並びに川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会については、民間活用事業者選定評価委員会の設置に伴い整理統合することとし、廃止する。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市総務企画局民間活用事業者選定評価委員会等（21機関）
- (2) 所 掌 事 務 総務企画局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年
- (5) 該 当 局 総務企画局、財政局、市民文化局、こども未来局、経済労働局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区、消防局、教育委員会事務局（計21局（区・本部））

※上記（1）から（4）までの内容について、財政局等に新設する全ての民間活用事業者選定評価委員会においても、概ね同じ取扱い

3 廃止する附属機関

- (1) 川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会等（16機関）
※該当局 総務企画局、市民文化局、こども未来局、経済労働局、環境局、健康福祉局、建設緑政局、港湾局、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区、教育委員会事務局
- (2) 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会

4 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会の設置について（案）

1 改正理由

宮前区の課題の解決に資する事業を実施するため、当該事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議を行う宮前区市民提案型協働事業審査委員会を新たに設置するもの。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 宮前区市民提案型協働事業審査委員会
- (2) 所 掌 事 務 宮前区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 委員の定数 5人以内
- (4) 委員の構成 学識経験者、市職員
- (5) 委員の任期 2年

3 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
(削除)					川崎市都市 ブランド推 進事業審査 委員会	都市イメージを向上し、並 びに市民の川崎への愛着及 び誇りを醸成する事業の選 定及び評価に関して調査審 議すること。	3人	(1) 学識経験 者 (2) 関係団体 の役職員	委嘱 され た日 から 当該 日の 属す る年 度の 末日 まで
(略)					(略)				
川崎市総務 企画局民間 活用事業者 選定評価委 員会	総務企画局が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市総務 企画局指定 管理者選定 評価委員会	総務企画局が所管する公の 施設における指定管理者制 度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				

改正後					改正前				
川崎市公共事業評価審査委員会	社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	2年	川崎市公共事業評価審査委員会	社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	2年
川崎市財政局民間活用事業者選定評価委員会	財政局が所管する事務における民間事業者の活力を活かした手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関して調査審議すること。	3人	学識経験者	3年	川崎市入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関して調査審議すること。	3人	学識経験者	3年
(略)					(略)				
川崎市市民文化局民間活用事業者選定評価委員会	市民文化局が所管する事務における民間事業者の活力を活かした手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会	市民文化局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				
川崎市こども未来局民間活用事業者選定評価委員会	こども未来局が所管する事務における民間事業者の活力を活かした手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定(川崎市保育所等整備事業者選定委	10人以内	学識経験者	2年	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	こども未来局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
	<u>員会の所掌事務に属するものを除く。）</u> 及び評価に関して調査審議すること。								
(略)					(略)				
川崎市経済労働局民間活用事業者選定評価委員会	経済労働局が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会	経済労働局が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				
川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会	環境局が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会	環境局が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				
川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会	健康福祉局が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会	健康福祉局が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
<u>(削除)</u>					川崎市健康福祉局関係施設整備事業者選定委員会	健康福祉局の所管する <u>事務に関する施設の設置、運営等によって公共的なサービスを提供する民間事業者の</u>	5人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
					<u>会</u>	<u>選定（川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会の所掌事務に属するものを除く。）に関して調査審議すること。</u>			
(略)					(略)				
<u>(削除)</u>					<u>川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会</u>	<u>高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。</u>	<u>6人以内</u>	<u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 市職員</u>	<u>委嘱され、又は任命された日から令和4年3月31日まで</u>
(略)					(略)				
川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年

改正後					改正前				
川崎市まちづくり局民間活用事業者選定評価委員会	まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	建設緑政局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				
川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	港湾局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市臨海	臨海部国際戦略本部が所管	10人	学識経験者	2年	(新設)				

改正後					改正前				
部国際戦略 本部民間活 用事業者選 定評価委員 会	する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	以内							
川崎市危機 管理本部民 間活用事業 者選定評価 委員会	危機管理本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市川崎 区民間活用 事業者選定 評価委員会	川崎区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市川崎 区指定管理 者選定評価 委員会	川崎区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				
川崎市幸区 民間活用事 業者選定評 価委員会	幸区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市幸区 指定管理者 選定評価委 員会	幸区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				
川崎市中原	中原区が所管する事務にお	10人	学識経験者	2年	川崎市中原	中原区が所管する公の施設	8人	学識経験者	2年

改正後					改正前				
区民間活用事業者選定評価委員会	ける民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	以内			区指定管理者選定評価委員会	における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	以内		
(略)					(略)				
川崎市高津区民間活用事業者選定評価委員会	高津区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会	高津区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				
川崎市宮前区民間活用事業者選定評価委員会	宮前区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会	宮前区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会	宮前区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	(新設)				
川崎市多摩区民間活用事業者選定評価委員会	多摩区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事	10人以内	学識経験者	2年	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会	多摩区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して	8人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
	業者の選定及び評価に関して調査審議すること。					調査審議すること。			
(略)					(略)				
川崎市麻生区民間活用事業者選定評価委員会	麻生区が所管する事務における民間事業者の活力を活かした手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会	麻生区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年
川崎市消防局民間活用事業者選定評価委員会	消防局が所管する事務における民間事業者の活力を活かした手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	(新設)				
川崎市メディカルコントロール協議会	医師による救急救命士に対する指示並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制の整備並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関して調査審議すること。	11人	(1) 医師 (2) 医療関係者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年	川崎市メディカルコントロール協議会	医師による救急救命士に対する指示並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制の整備並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関して調査審議すること。	11人	(1) 医師 (2) 医療関係者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年
(略)					(略)				

改正後					改正前				
別表第2（第2条～第5条関係） 教育委員会の附属機関					別表第2（第2条～第5条関係） 教育委員会の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市教育委員会事務局 民間活用事業者選定評価委員会	教育委員会が所管する <u>事務</u> における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市教育委員会事務局 指定管理者選定評価委員会	教育委員会 <u>事務局</u> が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				